



全国の仲間とともに 三菱UFJ抗議行動など闘う

全国争議団交流会 企画会議と現場行動

神戸刑・国賠訴訟勝利

一月二〇日、第三十二回全国争議団交流会へ向けた企画会議が田中機械ホールで開催された。

東京、九州、関西各地から争議を闘う仲間二四名が結集。各地の争議報告の中であはけん労組・神戸の当該から特筆すべき報告が行われた。神戸刑務所の国賠訴訟、控訴

審で逆転勝訴したのである。一審の神戸地裁では組合に対する損害は認め（確定）たが、組合員個人の訴えは退けられていた。今回、法務省管轄下の刑務所の偽装請負と断じ、組合員である栄養士の苦情を放置し、安易に派遣会社に交代を求めた事は正当な理由が無い、と違法性を指摘、国に百六十五万円の賠償を命じた。画期的判決と言える。争議を闘う権利が刑事・民事の弾圧によって著しく侵害されている中で現場

闘争を主体に団結と連帯を強化して闘う争議団闘争の一層の充実と発展のため、来る交流集会の成功を是非とも勝取る事を確認し、翌日の現場行動へ向けたアピールと意思一致を最後に行った。

現場統一行動

①本町で鴻池運輸闘争

翌二十一日、福岡合同労組の鴻池運輸大阪本社に対する抗議情宣と団交申入れで現場行動の第一波が開始された。中労委、県労委命令を守って、誠

実団交を行い、雇い止め解雇を撤回せよ！と第一声を挙げる。ピラマキ、シュプレヒコールに続いて代表団が、団体交渉申し入れ書を携え乗り込む、六名の交渉参加者を五名にせよとの要求をはねの



福岡地区合同労組鴻池運輸・解雇撤回闘争（中央が当該の浜本さん）

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

け申入れ行動を貫徹。

並行して門前集会。東京から機械工業新聞・フジセ企画、関西から関単労阪大分会の争議報告、次の現場である南労会闘争の提起もあった。今後も鳥栖営業所、東京支社と連続した現場行動の積み上げを行い会社の交渉姿勢を糺して行かなければならない。風邪気味の当該を先頭に寒い中の抗議宣言と申入れを三〇名の仲間の結集で勝取った。

②三菱UFJ闘争

続いてビジネス街の中を徒歩移動し、大阪のメインストリート御堂筋の真ん中に陣取る南労会の

メインバンク三菱UFJ銀行に対する抗議行動を展開。一月四日以来、本年二度目の闘いになるが、いつもの様に総務課職員と警備員が玄関扉ごしに様子を伺う中、ピラマキ宣伝活動をスタート。労組法に基づく使用者として団体交渉申入れ書を手渡すが受け取り拒否を早々と表明。玄関内での押し



マルアイ加古川店行動
当該の有里さん

問答はやめ、今回は歩道まで出て来させ申入れ書を読み上げ、受け取り拒否の非常識さを通行人にも知らせる。

その後、東京の教育社労組、福岡合同のファピルスの争議報告を受け、メガバンクの無責任で傲慢な姿勢に怒りのシュプレヒコールを叩きつけ、三十二名での行動を終了する。

③マルアイ前闘争

次の現場は電車を乗り継いで約一時間半、加古川市。アルバイト・派遣・パート関西労働組合神戸事務所所属、スーパー・マルアイの雇止め解雇撤

回を闘う女性労働者。兵庫

庫県、東播磨地域で急成長した食品スーパー・マルアイはパート労働者の雇用保険すら加入しない違法企業。組合員への雇用保険の遡及適用を逆恨みして、直後に子会社サシマルアイを倒産↓全員解雇↓マルアイ直営で選別再雇用。一昨年は、抗議宣言の組合に加古川署の天下り警官と結託、刑事弾圧をしかけるといふ悪徳企業。店舗前で横断幕を掲げ当該がマイクを握る。「勤務の店だったため緊張する」、と。正社員と契約社員の数名が店前で警戒をし店内に客を誘導しようとする中、

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう!



三菱東京UFJ銀行、申入れ書を拒否する管理課担当者

「話を聞きたいんや！」とこれを拒む客。訴えにも力がこもる。若い制服警官が二名いち早く駆けつけてメモを録る。連帯のアピールは、東京の明治大生協労組、九州の福岡合同労組ファビルス、大阪より関西単一労組・阪大分会が行った。三五名の結集で成功裏に行動を終える。

南労会支部 I

賃金未払いに対する6億6千万円損害賠償請求裁判

ついに結審！

一月十八日裁判が結審しました。仲間の皆さんに傍聴席を埋める程結集して頂き、心から感謝します。

川口書記長が簡潔に意見陳述を行いました。ここで

は特に、五回の賃上げ未実施の不当性について強調しました。南労会は一九九五年労働組合が賃上げに受結の意思表示をしたとたん、回答に「妥結月実施」条項をつけ加えると

いう「後だしジャンケン」をやってきました。組合が争う意思を示すと定期昇給も含む一切の賃上げを拒否しました。かくて

今日に至るも九〇年代の五回の賃上げが行われなままという不当な差別・兵糧攻めが続いてきたわけです。

労働委員会は不当労働行為と認定し救済命令を出しましたが、なんと二〇一〇年二月、命令をひっくり返した行政裁判判決が確定。他方、不当労働行為・違法と認定した大阪高裁の民事判決も確定。という中で改めて「妥結月実施」条項の違法・不当性を訴えた次第です。

弁論後、和解交渉の報告

弁論後、報告集会を行い、裁判所で和解交渉が進められてきた報告を行いました。充分納得いく和解案ではありません。が、いわばマイナスから出発した裁判闘争を法定内外の闘いの積み重ねと多くの皆様方の力の結集をもって闘い抜き、状況を切り開いてきたことも事実です。同時に「和解交渉」が闘いそのものであり、非常に緊張した攻防の局面にあること、最後まで力を振絞り勝利解決と言える内容を勝ちとっていききたいとの決意も述べられました。引き続きよろしく願います。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！